

申告書の作成が必要な納税者の方へ



相続税の申告には

e-Taxが便利です。

STEP 1

申告が必要かなと思ったら・・・

- 国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご覧ください。

国税庁ホームページに「タックスアンサー」を掲載していますので、相続税についてご不明な点があれば、ご利用ください。



- 「相続税の申告要否判定コーナー」をご利用ください。

国税庁ホームページでは、相続財産の金額などを入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定できる「相続税の申告要否判定コーナー」を公開していますので、是非ご利用ください。



STEP 2

申告書の作成に当たっては・・・

- 税理士等へ申告書の作成を依頼することもできます！

税理士等をお探しの場合は、日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp>】で税理士等の検索が可能です。

なお、税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」にご注意ください。



- e-Taxホームページからe-Taxソフトをダウンロードできます。

e-Taxホームページでは、利用開始の手続、e-Taxの推奨環境、「e-Taxソフト」の操作方法及びよくある質問（Q&A）などの情報を掲載しています。

よくある質問（Q&A）をご覧いただいてもなおご不明な点がある場合は、e-Taxヘルプデスク（0570-01-5901）をご利用ください。



e-Taxを利用すると…

納税者の方には、こんなメリットも

● 申告書がキレイに仕上がります。

申告書をデータで作成すれば、繰り返し訂正しても見やすくキレイに仕上がります。



送信直前まで申告内容の差し替え・訂正が可能♪

● 利用者識別番号のみで申告できます。

財産取得者の利用者識別番号の暗証番号や電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。



本人確認書類の添付も省略できる♪

● 税務署に出向くことなく申告できます。

インターネットを利用して申告・納税手続を行うことができます。



税務署に提出に行く（郵送する）手間が省ける♪

● 申告書の控えなどをデータで管理できます。

送信したデータや受付結果をファイルで保存できるため、データによる管理が可能となり、ペーパレス化につながります。



書面が必要な場合は出力も可能♪

※ 紳税者の方が送信を行う場合は、本人以外の財産取得者の申告をまとめて行うことはできませんので、財産取得者ごとに申告書を送信（提出）する必要があります。

多くの方にe-Taxをご利用いただいております。

e-Taxの利用をご依頼ください！

税理士等へ申告書作成を依頼する場合にも

まずは、利用者識別番号の取得をお願いします。



所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している方は、同じ番号をご利用いただけます。利用者識別番号は、過去に電子申告を行った申告書等の控えや税務署からの郵便物などにより確認できます。

利用者識別番号を取得されていない（取得しているか不明な）方は、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を提出（送信）することで、番号を取得（確認）できます。

利用者識別番号は、国税庁のe-Taxホームページから取得できます



利用者識別番号の取得はこちら



納税は、e-Taxからダイレクト納付

● 指定した預貯金口座から口座引落しできます。

事前に届出書を提出することで、即時又は納付日を指定して納付ができます。詳細は、国税庁ホームページ「ダイレクト納付の手続」をご確認ください。



土地や建物などをお売りになって確定申告をされる方へ 所得税の申告書 の作成・送信は 自宅で 国税庁ホームページから！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー



- 確定申告には、ご自宅からパソコンでご利用いただけます！
- 確定申告書作成コーナーが便利です！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

STEP

2

申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、I Cカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。

マイナンバーカードの準備



マイナンバーカードの取得方法は裏面を見てね！

QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



アプリの起動



QRコード読み取り



マイナンバーカード読み取り

マイナポータルアプリのQRコード読み取り機能を使って、パソコンの画面に表示されたQRコードを読み取る。

スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利になります！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読み取1回目)



③e-Taxへのログイン
(読み取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。

■ 土地や建物などをお売りになった方の確定申告について

土地や建物など（借地権や耕作権など、土地の上に存する権利を含みます。）をお売りになって譲渡益がある場合は、確定申告が必要です。

なお、マイホームをお売りになって譲渡益がある場合は、特別控除などの特例があります。

譲渡損失がある場合は、その譲渡損失の金額をその他の所得と損益通算することや、その年で通算しきれなかった譲渡損失の金額がある場合に、その年の翌年以後3年内の各年分の所得から繰越控除することができる特例があります。

これらの特例の適用を受けるための要件や必要な書類については、国税庁ホームページの「タックスアンサー」の「マイホームを売ったとき」に掲載していますのでご覧ください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」のご案内

① トップ画面で「作成開始」を選択



② 「所得税」を選択



③ 「作成開始」をクリック



④ 「土地建物等の譲渡所得」を選択し入力を開始



操作が分からぬ場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧いただいても解決しない場合は、[電話](#)でお問い合わせすることもできます。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

(注) 国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法



大阪国税局・税務署

2022.9

贈与税の申告書の作成・送信は自宅で 国税庁ホームページから！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー



- 確定申告には、ご自宅からパソコンでご利用いただけます！
- 確定申告書作成コーナーが便利です！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

STEP

2

申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

パソコンの画面に表示されるQRコードをスマートフォンで読み取る方法で、I Cカードリーダライタがなくても、マイナンバーカードを利用して、ご自宅のパソコンからe-Tax送信ができます。

マイナンバーカードの準備



マイナンバーカードの取得方法は裏面を見てね！

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードを使ったマイナンバーカードの読み取り手順



アプリの起動



QRコード読み取り



マイナンバーカード読み取り
スマートフォンに表示される画面の案内に沿って、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取る。

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンが必要です

令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利になります！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読み取1回目)



②電子署名の付与
(読み取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読み取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！

※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です

マイナンバーカードをお持ちでない方も、暫定的な対応として税務署から発行を受けた「ID・パスワード」を利用して、e-Taxで送信（提出）できます。

■個人から財産をもらったときの贈与税の申告について

- 1年間（1月1日～12月31日）に財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、
①「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額（110万円）を超えるとき
②「相続時精算課税」を適用するとき

には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」のご案内

①トップ画面で「作成開始」を選択



②「贈与税」を選択し入力を開始



■添付書類のイメージデータによる提出について

e-Taxで贈与税の申告書を送信する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある特定の添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出することができます。

（注）このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

操作が分からぬ場合は「よくある質問」へ

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。よくある質問をご覧いただいても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることもできます。お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用して、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

スマホによる申請
はこちから！



マイナンバーカード 取得方法



大阪国税局・税務署

2022.9